

正しく

# 屋外広告物のルールを守っていますか？



①

## 許可対象なのに許可を受けていない

一部の屋外広告物を除き、許可を受ける必要があります。  
許可を受けていない屋外広告物がある場合は、許可の必要性について  
都市計画課景観係 (TEL047-436-2528)にご確認ください。

②

## 工作物確認を受けていない

高さ4mを超える屋外広告物は、建築基準法（第88条第1項）  
による確認申請が必要です。

③

## 不燃材料を使っていない

防火地域内(※1)にある屋外広告物で、建築物の屋上  
に設置されているもの又は高さ3mを超えるものは、  
不燃材料(※2)で造るか覆う必要があります。

上記事項のうち、②③については、建築基準法に係る内容のため、詳細については  
建築指導課指導係 (TEL047-436-2674)にご確認願います。

(※1)防火地域の指定区域については都市計画課都市計画係 (TEL047-436-2524)に  
ご確認願います。

(※2)不燃材料のご確認についてはこちら

国交省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」

国交省 構造方法 認定  検索

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000042.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html)



問い合わせ 屋外広告物許可申請窓口：都市計画課景観係 (TEL047-436-2528)